平成２１年（フ）第３１８号
茨城県坂東市沓掛4505番地94
債務者　立島　行子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３４０号
茨城県古河市東山田1488番地32
債務者　手塚　政行
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３６４号
茨城県古河市松並２丁目６番26号
債務者　大島　秀夫
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３７１号
茨城県筑西市下中山577番地２　酒寄ハイツ101
債務者　宮田　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第７７号
福井県小浜市生守第41号34番地の２　市営住宅１号棟
債務者　大塚　順一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第４６９号
山梨県笛吹市春日居町鎮目1606番地　標住宅４号
債務者　山崎　春美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
山梨県甲府市徳行３－２－６ホープジェイ307号、住民票上の住所長野県松本市大字芳川小屋920番地10
債務者　上條　春雅
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８７号
山梨県甲斐市富竹新田387番地15
債務者　保坂　和利
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９７号
山梨県甲府市愛宕町379番地12
債務者　神宮司和子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０２号
長野県安曇野市豊科南穂高1094番地３
債務者　白井　　学
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１４０号
長野県岡谷市川岸東２丁目１番８号
債務者　平丸　幸子（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第３６９４号
名古屋市西区上名古屋３丁目22番９号
債務者　鈴木　俊章
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２５号
兵庫県たつの市御津町釜屋35番地15
債務者　木下貴美恵
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１９５３号
広島市安芸区矢野東６丁目８番５号
債務者　増田　盛良
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３７号
広島市安佐南区八木４丁目13番７―301号
債務者　工藤　俊夫
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３８号
広島市安佐南区八木４丁目13番７―301号
債務者　工藤　信子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６９号
広島市中区江波南２丁目17番27―401号
債務者　林　　憲治
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８０号
広島県大竹市小方１丁目27番18号
債務者　宮本　照見
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部